

■特例給付金

特例給付金は、短時間労働であれば働ける障害者を雇用する給付金で、**令和3年から新たに始まった制度**です。

以下の条件に当てはまる障害者を雇用する場合に支給対象となります。

- ・ 障害者手帳等を保持している
- ・ 雇用が1年を超えている（見込みも含む）
- ・ 週の労働時間が10時間以上20時間未満

支給額は以下の通りです。

$$\begin{array}{l} \text{申請対象期間に雇用していた} \\ \text{対象障害者の人月(実人月数)} \\ \text{※週所定労働時間20時間以上の} \\ \text{障害者(注5)の人月数が上限} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{単価 (週所定労働時間20時間以上の} \\ \text{労働者(注4)の数に応じて)} \\ 7,000\text{円} \left(\begin{array}{l} 100\text{人超事業主の場合} \\ = \text{納付金申告義務あり} \end{array} \right) \\ \text{or} \\ 5,000\text{円} \left(\begin{array}{l} 100\text{人以下事業主の場合} \\ = \text{納付金申告義務なし} \end{array} \right) \end{array} = \text{支給額}$$

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「週10～20時間未満で働く障害者を雇用する事業主の皆様への給付金のご案内」より、支給額

また人数は、以下のようにカウントする仕組みです。

	週所定労働時間30時間以上	週所定労働時間20時間以上30時間未満
重度の身体・知的障害者	1人を2人としてカウント	1人を1人としてカウント
重度以外の身体・知的障害者 精神障害者	1人を1人としてカウント	1人を0.5人としてカウント（※）

※週所定労働時間20時間以上30時間未満の精神障害者において特例措置に該当する場合は1人を通常0.5人のところ1人とカウントします。

注意：特例給付金の対象障害者は、重度の身体・知的障害者であっても実人数でカウントします。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「週10～20時間未満で働く障害者を雇用する事業主の皆様への給付金のご案内」より、障がい者のカウント方法